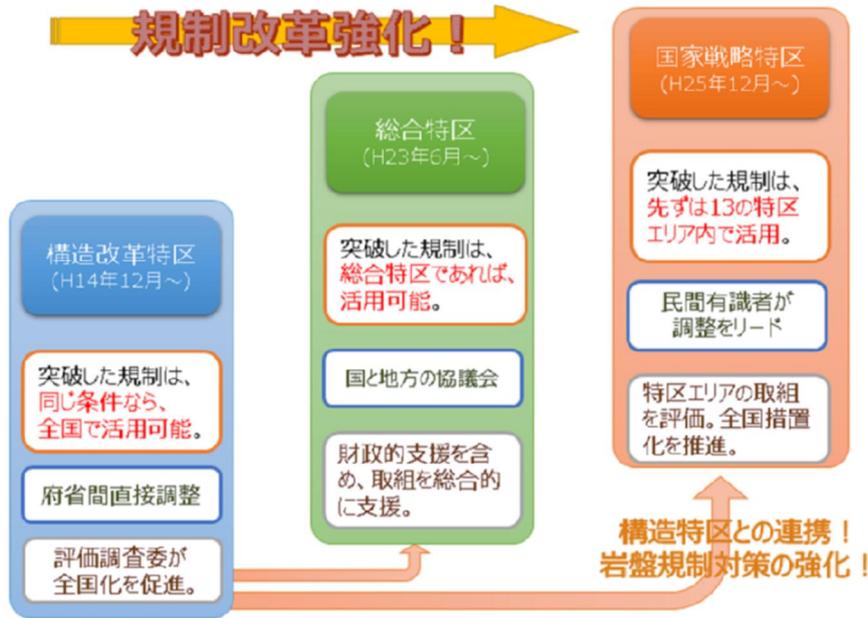
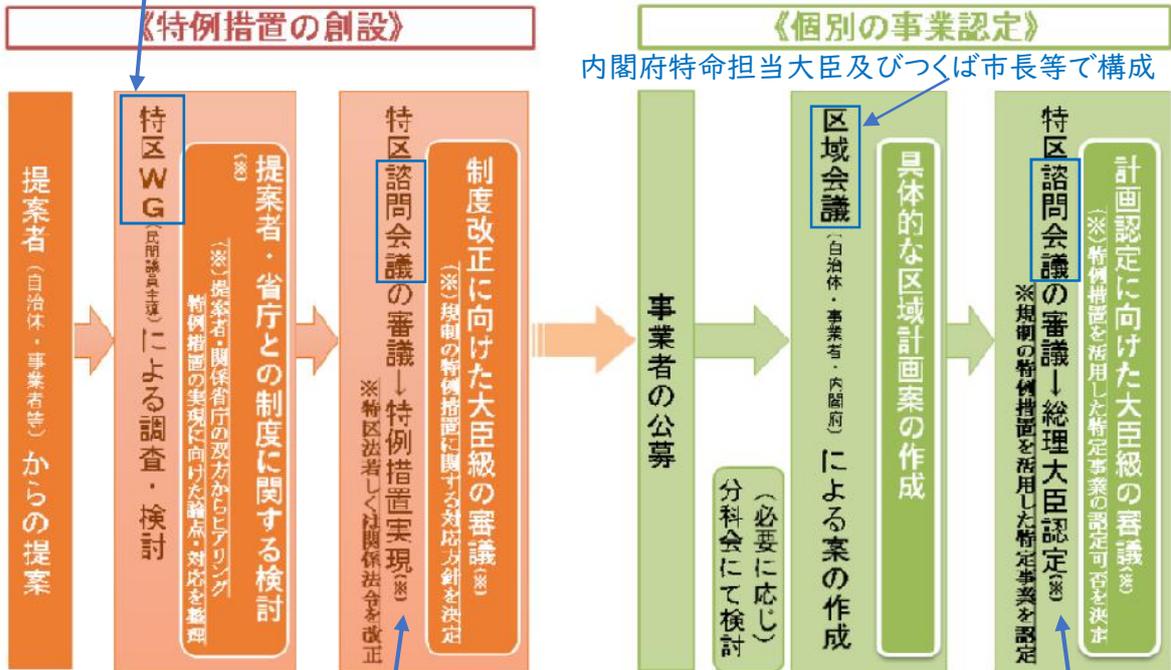


特区制度のあゆみ



国家戦略特区制度の仕組み

WG(ワーキンググループ): 弁護士や大学教授など10人の有識者で構成



諮問会議: 内閣総理大臣を議長とし、内閣府特命担当大臣など4人の閣僚、大学教授など5人の有識者議員で組織

内閣府 国家戦略特区 HP より <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/kokkasenryakutoc.html>

※注釈の青字は小森谷記載

つくばスーパーサイエンスシティ構想



つくばスーパーサイエンスシティ構想



～科学で新たな選択肢を、人々に多様な幸せを～



つくば市は、住民のつながりを力にして、大胆な規制改革とともに先端的な技術とサービスを社会実装することで、科学的根拠をもって人々に新たな選択肢を示し、多様な幸せをもたらす大学・国研連携型スーパーシティの実現を目指しています。



市長
五十嵐 立青



全体統括者（アーキテクト）
筑波大学 鈴木健嗣 教授

つくばスーパーサイエンスシティ構想実現のため6つの分野で先端的サービスを実装

移動・物流

- パーソナルモビリティ・ロボットの本格導入
- ロボット・ドローンによる荷物の自動配送



行政

- インターネット投票
- 外国人向け多言語ポータルアプリ



医療

- マイナンバーなどを活用したデータ連携による健康・医療サービス



防災・インフラ・防犯

- 災害時要支援者の迅速な避難誘導と医療連携



デジタルツイン・まちづくり

- 先駆的な3Dデジタル基盤の構築とサービス提供



オープンハブ

- 外国人創業活動支援
- イノベーション推進のための国立大学法人の土地建物の貸付
- 調達手続の簡素化



国家戦略特別区域諮問会議 議員名簿

| | | |
|-------|-------|---------------------------------|
| 議長 | 岸田 文雄 | 内閣総理大臣 |
| 議員 | 岡田 直樹 | 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革） |
| 同 | 松野 博一 | 内閣官房長官 |
| 同 | 鈴木 俊一 | 財務大臣 |
| 同 | 後藤 茂之 | 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣 |
| 有識者議員 | 垣内 俊哉 | 株式会社ミライロ 代表取締役 |
| 同 | 越塚 登 | 東京大学大学院情報学環教授 |
| 同 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会 常務理事 |
| 同 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 同 | 南場 智子 | 株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役会長 |

つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議（第1回）
出席者名簿

| | |
|--------|--|
| 岡田 直樹 | 内閣府特命担当大臣 |
| 五十嵐 立青 | つくば市長 |
| 鈴木 健嗣 | つくば市アーキテクト（つくば市顧問） 筑波大学学長補佐／システム情報系教授 |
| 中川 雅之 | 国家戦略特区ワーキンググループ 座長 |
| 落合 孝文 | 国家戦略特区ワーキンググループ 座長代理 |
| 阿曾沼 元博 | 国家戦略特区ワーキンググループ 委員 |
| 安藤 至大 | 国家戦略特区ワーキンググループ 委員 |
| 安念 潤司 | 国家戦略特区ワーキンググループ 委員 |
| 菅原 晶子 | 国家戦略特区ワーキンググループ 委員 |
| 堀 天子 | 国家戦略特区ワーキンググループ 委員 |

国家戦略特区ワーキンググループ 有識者名簿

阿曾沼 元 博 順天堂大学 客員教授

医療法人社団混志会社員・理事

安 藤 至 大 日本大学経済学部教授

安 念 潤 司 中央大学大学院法務研究科教授

(座長代理) 落 合 孝 文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士

岸 博 幸 慶應義塾大学大学院教授

菅 原 晶 子 公益社団法人経済同友会常務理事

(座長) 中 川 雅 之 日本大学経済学部教授

堀 天 子 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

本 間 正 義 アジア成長研究所特別教授

東京大学名誉教授

安 田 洋 祐 大阪大学大学院経済学研究科教授

参考資料 2

国家戦略特別区域及び区域方針（抜粋）

| | |
|------------------|----------|
| 平成 26 年 5 月 1 日 | 内閣総理大臣決定 |
| 平成 27 年 8 月 28 日 | 一部変更 |
| 平成 28 年 1 月 29 日 | 一部変更 |
| 令和 4 年 11 月 11 日 | 一部変更 |

XI. 茨城県つくば市

1. 対象区域

茨城県つくば市

2. 目標

スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。

大学や研究機関の研究開発の成果や多様な人材を生かし、産学官連携の下、移動・物流、健康・医療、まちづくり、行政手続等幅広い分野におけるデジタル技術を活用したイノベーションを実現し、高齢者、こども、外国人、障害者を含め「誰一人取り残さない」包摂的な社会のモデルを構築する。

3. 政策課題

- (1) 人口減少・高齢化等の社会課題に対応した移動手段や物流サービスの確保
- (2) 安心して健康な生活を送ることのできる医療・介護サービスの提供
- (3) 外国人、障害者等を含む全ての住民が活躍できる包摂的な社会の実現
- (4) 行政手続のデジタル化の推進等によるデータ駆動型地域共生社会の実現
- (5) 大学・研究機関・産業界等と連携した科学技術・イノベーション拠点の創出

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<移動・物流>

- ・ 新しいモビリティを活用した移動・物流サービスの提供【移動支援ロボット、近未来技術実証ワンストップ、地域限定型 規制のサンドボックス】

<都市再生・まちづくり>

- ・ 先駆的な3Dデジタル基盤の構築と関連サービスの提供【3次元空間デジタル基盤】

<雇用・労働>

- ・ 外国人研究者による創業活動の促進【外国人創業活動支援、開業ワンストップ、外国人雇用相談】
- ・ ロボットを活用した障害者の雇用機会の拡大

<健康・医療>

- ・ データ連携等による健康・医療サービスの提供

<行政手続>

- ・ インターネット投票の実施による住民の政治参加の促進
- ・ マイナンバーカードを活用した幅広い分野の行政手続のデジタル化【マイナンバー利用範囲等拡大】

<研究開発>

- ・ 大学の土地・建物や研究機関の施設等を活用したイノベーションの推進【研究開発推進施設整備、財産処分】

<その他>

- ・ 複数分野にわたる先端的サービスを支えるデータ連携基盤の整備

つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入りに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

つくば市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、つくば市内における外国人による創業活動を促進する。【令和5年中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(創業人材の受入りに係る出入国管理及び難民認定法の特例)を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、つくば市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、つくば市内における外国人による創業活動を促進する。【令和5年中に実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、大胆な規制改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的服务を実施することを通じ、幅広い分野におけるデジタル技術を活用したイノベーションを実現し、「誰一人取り残さない」包摂的な社会のモデルの構築が図られるとともに、つくば市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項:外国人を含めた開業を促進するための「つくば市開業ワンストップセンター」の設置

内容:外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等(以下「法人設立等申請」という。)をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「つくば市開業ワンストップセンター」(以下「ワンストップセンター」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

- i) 設置主体:国(内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省)及びつくば市
- ii) 設置場所:つくば市産業振興センター「つくばスタートアップパーク」内
- iii) 実施体制:施設長、申請サポート担当、受付スタッフを配置する。
 - ・施設長は、つくばスタートアップパーク施設長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及びつくば市で行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。
 - ・申請サポート担当は、つくば市産業振興センター運営委託先事業者が担い、法人設立等申請の手続き支援等を行う。
 - ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
- iv) 事業内容:ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要望に応じ英語対応を実施する。
 - ・申請サポート担当による申請書等の作成支援
 - ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
 - ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等
- v) その他:完全予約制。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)及び施設の保守等に要する日を除く、午前11時から午後4時までとする。

(2) 事項：外国人材を雇用しようとする事業主を支援するための「外国人雇用相談センター」の設置

内容：雇用条件等の明確化等を通じ、スタートアップ等の事業推進に必要な外国人材の雇用を推進するため、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「外国人雇用相談センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省）及びつくば市
- ii) 設置場所：つくば市産業振興センター「つくばスタートアップパーク」内
- iii) 実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。
 - ・施設長は、つくばスタートアップパーク施設長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及びつくば市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
 - ・相談担当は、つくば市産業振興センター運営委託先事業者が担う。
 - ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
- iv) 事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・弁護士、行政書士等による各種相談
 - ・セミナー等の開催による情報提供
 - ・在留許可・不許可に関する事例分析
- v) その他：相談担当及び受付スタッフが常駐し、相談対応時間は、祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、月2日（第1、第3月曜日を想定）午前11時から午後4時までとする。月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日で対応。
英語対応は事前予約制。

3. サービス運用イメージ

01 オンデマンド型移動期日前投票所

○特例措置適用後の運用イメージ

① 動産、広域エリアを告示

所期島和北田小投票1○
と日、田太・田動時日
す前を・田大地車期5の
る投票下・形区へ日3午
票動大小・(A)前時後
小、

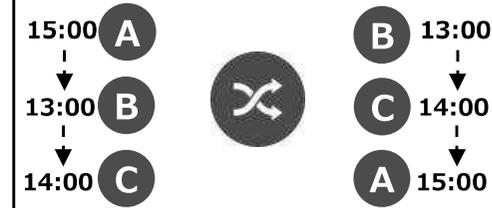


② オンデマンドで予約



A ○日の15:00に投票したい
B ○日の13:00に投票したい
C ○日の14:00に投票したい

③ スケジュールの最適化



④ 確実な運行・体制の確保



○特例措置適用後の告示イメージ

<現行>

・ 当日投票

| No. | 投票区番号 | 投票区 | 投票所名 | 住所(所在地) |
|-----|-------|------|-------------|---------------|
| 1 | 101 | 北条第1 | 市立市民ホールつくばね | つくば市北条5060番地 |
| 2 | 102 | 北条第2 | 市立市民研修センター | つくば市北条1477番地1 |

・ 期日前投票

| 場所 | | 開閉時刻 | |
|--------------|-----------|-----------------|-----------|
| 市役所本庁防災会議室 | 研究学園1-1-1 | ○/○(土) ~ ○/○(土) | 午前8時~午後8時 |
| 市民ホールつくばねロビー | 北条5060 | ○/○(土) ~ ○/○(土) | 午前8時~午後8時 |

・ 移動期日前投票

| 月 日 | 期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻 |
|------|--|
| ○月○日 | 午前9時から午後4時まで A集会所 午前9時から午前9時半 B集会所 午前10時から午前10時20分まで |

現行は当日投票、期日前投票、移動期日前投票いずれも投票所の**場所(具体的な施設名または住所)**を表示

<特例措置適用後イメージ>

・ 移動期日前投票

| 場所 | | 開閉時刻 | |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| つくば市移動期日前投票車(A) | 筑波1~999 | ○/○(土) ~ ○/○(土) | 午前8時~午後8時 |
| つくば市移動期日前投票車(B) | 研究学園1~999 | ○/○(土) ~ ○/○(土) | 午前8時~午後8時 |

場所 は、例えば、

“動産(車)”



“広域エリア単位”

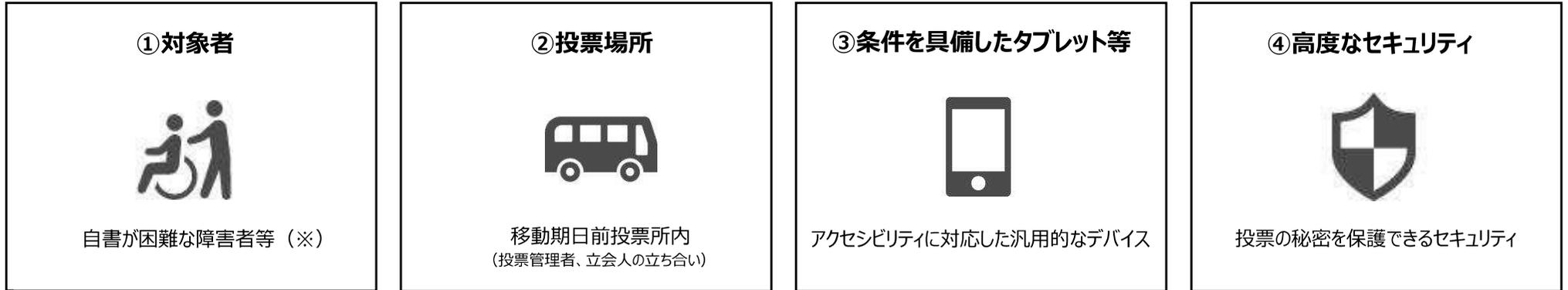


で表示

3. サービス運用イメージ

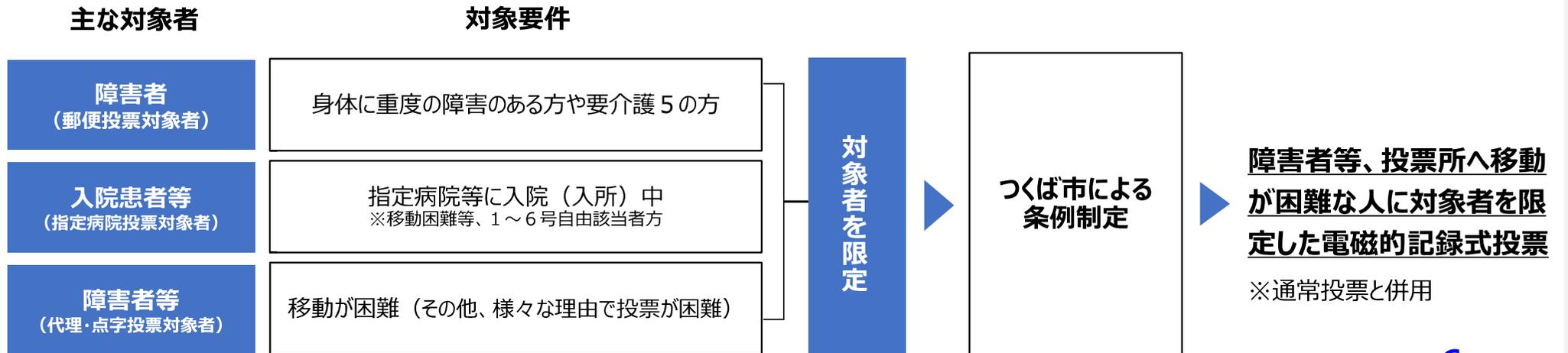
02 スマート投票

○特例措置適用後の運用イメージ



(※) 予約が殺到した場合に予定した時間に移動期日前投票所 (バス) が間に合わないことが予想され、選挙人の投票機会を確保できない恐れがあるため健常者は対象外とする

○特例措置後の対象範囲



財政シミュレーションまとめ

資料8

(当初案)

(変更案)

| 変動要素 | | 設定条件 |
|--------------|---------|----------------------------------|
| 支出条件 | 物価上昇率 | 0.44% /年 (2016~2020年の平均値) |
| | 賃金上昇率 | 0.29% /年 (2016~2020年の平均値) |
| | 支払利息の利率 | 年利 0.5% (2020年における利率) |
| | 更新需要 | 2023~2032年度 約35億円/年 |
| 資金残高 (手持ち資金) | | 毎年最低 10 億円を確保 |

| 変動要素 | | 設定条件 |
|--------------|---------|---------------------------------|
| 支出条件 | 物価上昇率 | 3.1% /年 (2016~2020年の平均値) |
| | 賃金上昇率 | 1.5% /年 (2016~2020年の平均値) |
| | 支払利息の利率 | 年利 2.0% (2020年における利率) |
| | 更新需要 | 2023~2032年度 約35億円/年 |
| 資金残高 (手持ち資金) | | 10年後に 30 億円を確保 |

案① 企業債残高給水収益比率上限**300%**の場合

- ・ 料金改定は**2**回 (2024年11%、2029年8%)
- ・ 水道料金 (20m³) 10年後4878円 (**809**円アップ)
- ・ 利益は約8~14億で推移
- ・ 企業債残高 10年後約**168**億円

案④ 企業債残高給水収益比率上限**300%**の場合

- ・ 料金改定は**2**回 (2024年18%、2029年12%)
- ・ 水道料金 (20m³) 10年後5377円 (1308円アップ)
- ・ 利益は約10~15億で推移
- ・ 企業債残高 10年後約**181**億円

案② 企業債残高給水収益比率上限**350%**の場合

- ・ 料金改定は**2**回 (2027年12%、2032年14%)
- ・ 水道料金 (20m³) 10年後5195円 (**1126**円アップ)
- ・ 利益は約8~14億で推移
- ・ 企業債残高 10年後約**191**億円

案⑤ 企業債残高給水収益比率上限**350%**の場合

- ・ 料金改定は**2**回 (2025年15%、2030年15%)
- ・ 水道料金 (20m³) 10年後5381円 (**1312**円アップ)
- ・ 利益は約7~14億で推移
- ・ 企業債残高 10年後約**207**億円

案③ 企業債残高給水収益比率上限**500%**の場合

- ・ 10年間は**料金改定なし**
- ・ 水道料金 (20m³) 10年後4069円 (アップ**なし**)
- ・ 利益は年々減少 (10年後に約1.4億円)
- ・ 企業債残高 10年後約**235**億円

案⑥ 企業債残高給水収益比率上限**500%**の場合

- ・ 料金改定は**1**回 (2029年15%)
- ・ 水道料金 (20m³) 10年後4679円 (**610**円アップ)
- ・ 利益は約1~7億円で推移
- ・ 企業債残高 10年後約**266**億円

※第4回審議会資料3-1から3-6を小森谷がまとめた。

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/jogesuidokyokusuidosomuka/gyomuannai/2/1/2/1000910.html>

茨城県知事 大井川 和彦 様

茨城県地下水の採取の適正化に関する条例に基づく許可に係る要望

日頃からつくば市水道事業の運営について、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

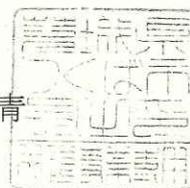
近年、水道使用者が経費削減を目的に上水道から地下水に転換することにより水道事業の経営に影響を及ぼしている状況が全国的に見受けられています。当市においても、独立行政法人や民間企業の研究機関等の大口需要者の一部で地下水の併用が見られ、TX沿線開発の進展に伴う人口の増加により生活用水は伸びているものの業務用水が減少傾向にあり、使用水量全体ではここ数年ほぼ横ばいで推移しており、収益が伸び悩んでいる状況にあります。地下水を併用しているこれらの水道使用者に対しても、施設規模に見合った配水管を始めとする水道施設を整備し、維持・管理をしていますが、施設規模に対して使用量が少ないため、水道施設の維持・管理に係る経費の負担が適正とは言えず、他の使用者との公平性を欠く状況にあります。

また、平成30年4月に35年ぶりの料金改定（値上げ）をし、市民の皆様の理解を得ながら経営努力を続けておりますが、今後、地下水への転換が加速することにより、水道事業の経営にも不利益をもたらすばかりか、地盤沈下等環境面への影響もおよぼすことが懸念されます。

市民生活や産業活動にとって不可欠なライフラインとして、安全・安心かつ低廉な水を安定して供給するという水道事業の使命を果たすため、今後は、当市としても、水道料金体系のあり方等について、社会・経済状況や水需要の動向を見極めた上で、安定した水道事業の収益の確保の観点から水道使用者の負担の公平性を勘案しつつ、定期的に検討を加えてまいりますので、茨城県においても、地下水の採取のこのような水道事業への影響もお汲み取りいただき、許可基準の見直し等対応策を検討されますよう強く要望します。

平成30年5月29日

つくば市長 五十嵐立青



水 土 第 5 4 号

平成 30 年 6 月 6 日

つくば市長 五十嵐 立青 殿

茨城県知事 大井川 和彦



「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例に基づく許可に係る要望」について（回答）

平素は、県政の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年5月29日付けで御要望いただきましたことについて、下記のとおり回答いたします。

記

県では、昭和52年に施行した「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」により、貴市を含む県南、県西、鹿行地域の30市町村を対象に地下水の保全と適正利用を図ってきたところでございます。

この結果、地盤沈下等の地下水採取による障害は沈静化の方向にあること等から、現時点では、ご要望のありました本条例の許可基準を見直す状況にはないものと考えております。

今後も本条例に基づき、本県の地下水の保全と適正利用に努めてまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

茨城県における地下水採取の規制状況

茨城県では、「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」により地下水の採取の規制を行っております。

I 「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」

指定地域内で規制の対象となる揚水機(ポンプ)を設置する場合は、知事の許可が必要となります。

(1) 指定地域とは

右に示す地域が指定地域となっています。

(2) 規制対象とは

次表のとおりです。ただし、吐出口が2以上ある場合は、その合計となります。

| 用途 | 吐出口断面積 |
|----------|---------------------------------------|
| 農業用水 | 125cm ² 超 (口径 約12.6cm超) |
| 農業用以外の用途 | 50cm ² 超 (口径 約7.9cm超) |



(3) 許可の手続等

- 原則として許可は、将来に市町村の公営水道、県の広域工業用水道等に転換することが条件となります。
- 許可の手続は事前に水政課と協議のうえ、地下水採取計画書の提出、地下水利用審査会での審議、揚水試験の実施などの行程が必要です。内容によっては手続き過程で不許可となる場合もあります。
- なお、一連の手続には半年～1年程度の期間がかかる場合があります。

II 「茨城県生活環境の保全等に関する条例」

全県下において、吐出口の断面積が一定規模以上の揚水機を設置する場合は、知事への届出が必要となります。詳細は、お近くの県民センター等までお問い合わせください。

(1) 対象施設

次表のとおりです。ただし、吐出口が2以上ある場合は、その合計となります。

| 用途 | 吐出口断面積 |
|-----|-----------------------------------|
| 全用途 | 19cm ² 以上(口径 約4.9cm以上) |

(2) 届出

対象施設を設置して地下水を採取しようとする場合は、井戸の深度や口径、スレーナーの位置、揚水機の構造等を届け出る必要があります。

ただし、「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」により新規に許可を受けたものについては「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出がされたものとみなされるため、届出の必要はありません。

| 問い合わせ先 | |
|-----------------|--------------|
| ・環境政策課県央環境保全室 | 029-301-3044 |
| ・県北県民センター環境・保安課 | 0294-80-3355 |
| ・鹿行県民センター環境・保安課 | 0291-33-6056 |
| ・県南県民センター環境・保安課 | 029-822-7048 |
| ・県西県民センター環境・保安課 | 0296-24-9134 |

編集・発行

(令和4年11月更新)

茨城県政策企画部水政課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL029-301-2625 FAX029-301-2629

地下水利用からの転換を促す各事業者の取り組み例

公益社団法人 日本水道協会

「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案事例集」平成31年3月 より抜粋

http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/pdf/report_35/chikasui_all.pdf

- ① 神奈川県企業庁：地下水からの転換により増加した水道料金の40%を減額（ただし1000m³/月以上など条件あり）。地下水利用を完全にやめた場合の加入金を50%減額（ただし口径40mm 以上にするなど条件あり）。
- ② 流山市上下水道局：大口水道使用者で、一定の水量を超えて使用した場合に、基準水量を超えた水量については、低額な料金単価で提供する（特別給水契約制度）。
- ③ 京都市上下水道局：（すでに条例において、地下水等利用専用水道を設置する場合は、工事着手前に必要事項の届出を義務付けている）地下水等利用専用水道を設置している水道使用者から、水道料金とは別に「水道施設維持負担金」を徴収。年間の水道水使用料の実績が計画使用水量の1/2に満たない場合、水道水1m³当たりの従量料金に配分した固定費の平均値が負担金単価として課せられる。
- ④ 神戸市水道局：神戸市水道条例を改正し、地下水等併用水道を利用している事業者に対し、「届出の義務」「水質の適正管理」「固定費の負担」を求める制度を施行。水道計画使用水量の3倍を超えた分について固定費負担金を請求する。
- ⑤ 北九州市上下水道局：大口使用者特割制度。直近1年間のうち最も使用水量の多い月の水量を基準水量とし、これを超えた分は通常料金の約半額。

その他、大分市（大口使用者等特別料金制度）、福島市（個別需給給水契約制度）、盛岡市（逡増低減併用型料金体系の導入）、成田市（逡増低減併用型料金体系の導入）、磐田市（逡増度の軽減）、高知市（大口使用者の料金単価引き下げ）、会津若松市（管理職による専用水道使用者等への訪問による水道PR）、名古屋市（年間100件のお客様訪問活動）、松江市（逡増度緩和の料金体系見直しと訪問活動）、帯広市（水道バックアップ料金制度の新設：口径に応じた料金賦課）、四日市市（大口水道利用者減額制度）、橿原市（地下水からの転換による水道料金軽減制度）等々